

## 那珂川町木造住宅耐震診断等事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、町が交付する木造住宅耐震診断等事業補助金について、那珂川町補助金等交付規則（平成17年那珂川町規則第47号。以下「規則」という。）及び那珂川町補助金等の交付に関する規程（平成29年那珂川町告示第103号。以下「規程」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）別添第1の建築物の耐震診断の指針に基づいて行なう耐震診断又は同告示ただし書きの規定に基づき、国土交通大臣が指針の一部又は全部と同等以上の効力を有すると認める方法によって行なう耐震診断をいう。
- (2) 補強計画 前号の耐震診断結果に基づき策定する補強提案をいう。
- (3) 木造住宅耐震診断等 前号に規定する耐震診断及び補強計画をいう。
- (4) 耐震診断機関 栃木県住宅耐震推進協議会をいう。
- (5) 耐震診断士 社団法人栃木県建築士事務所協会が主催する「木造住宅の耐震補強の実務講習会」又はこれと同等と町長が認めるものを受講し、受講修了書の交付を受けた建築士をいう。
- (6) 補助金 那珂川町木造住宅耐震診断等事業補助金をいう。

(補助対象住宅)

第3条 補助金の交付対象となる住宅（以下「補助対象住宅」をいう。）は、所有者又は当該所有者の3親等以内の親族が居住している住宅で、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 町内に在する昭和56年5月31日以前の旧耐震基準で建築された木造2階建て以下の一戸建て住宅（併用住宅を含む。）で、住居の用に供する部分の床面積が延べ床面積の2分の1以上であるもの
- (2) 在来軸組工法により建築された住宅

(3) 賃貸を目的としない住宅

(補助対象者)

第4条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

(1) 補助対象住宅を所有する個人又は補助対象住宅の所有者の3親等以内の親族

(2) 国税、県税及び町税の滞納のない者

(交付の目的等)

第5条 木造住宅耐震診断等事業補助金等の交付の目的、交付の対象である事業の内容、その交付率及び補助限度額は、次の表のとおりとし、予算の範囲内においてこれを交付する。ただし、当該額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

補助金等の交付の目的	交付の対象である事業の内容	交付率	補助限度額
那珂川町建築物耐震改修計画に基づき、地震に対する住民の安全性に関する意識の啓発を図り、木造住宅の耐震化を促進することにより、災害に強いまちづくりに資することを目的とする。	耐震診断士が行う耐震診断に要する費用	2/3	20,000円
	耐震診断機関が行う補強計画策定に要する費用	2/3	80,000円
	耐震診断機関が行う耐震診断（補強計画策定込み）に要する費用	2/3	100,000円

(交付申請)

第6条 補助金等の交付を受けようとする者が、規則第4条の規定により、提出する書類は、次の表に定めるとおりとする。

提出すべき申請書の名称	様式	申請書に添付すべき書類	提出部数
那珂川町木造住宅耐震診断等事業補助金交付申請書	規則様式第1号	1 事業計画書（様式第1号） 2 収支予算書（様式第2号） 3 補助対象住宅の建築時期及び所有者が確	1部

		認できる書類 4 住民票及び所有者と申請者の関係が確認 できる書類 5 耐震診断等費用の見積書の写し 6 国税、県税及び町税の未納がないことを 証する書類 7 その他町長が必要と認める書類	
--	--	--	--

(事業着手)

第7条 補助金の交付決定の通知を受けた者は、交付決定通知書の交付を受けた日から60日以内に耐震診断に着手しなければならない。

(変更承認申請)

第8条 補助金の交付決定を受けた者が、規則第6条第1項第1号の規定に基づく当該補助金の申請の内容の変更（次項の軽微な変更を除く。）の町長の承認を受けようとする場合において、提出する書類は、次の表に定めるとおりとする。

提出すべき申請書の名称	様式	申請書に添付すべき書類	提出部数
那珂川町木造住宅耐震診断等補助金計画変更承認申請書	規程様式第5号	1 変更事業計画書(様式第1号) 2 変更収支予算書(様式第2号) 3 その他町長が必要と認める書類	1部

2 事業量及び事業内容の変更で、軽微な変更とは、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 事業計画の目的、概要その他主要な内容の変更又は廃止
- (2) 事業計画の交付申請額の増又は減

(実績報告)

第9条 補助対象者が、補助対象事業を完了した場合又は補助金等の交付の決定に係る町の会計年度が終了した場合において、規則第13条の規定により提出する書類は、次の表に定めるとおりとする。

提出すべき報告書の名称	様式	報告書に添付すべき書類	提出部数
那珂川町木造住宅耐震診断等事業補助金実績報告書	規則様式第2号	1 事業報告書(様式第3号) 2 収支決算書(様式第4号) 3 耐震診断士又は耐震診断機関が作成した、耐震診断報告書及び補強計画書の写し 4 耐震診断等費用の契約書及び領収書の写し 5 その他町長が必要と認める書類	1部

(交付請求)

第10条 補助対象者が、補助対象事業の補助金交付請求を行う場合において、規則第18条の規定により提出する書類は、次の表に定めるとおりとする。

提出すべき請求書の名称	様式	請求書に添付すべき書類	提出部数
那珂川町木造住宅耐震診断等事業補助金交付請求書	規則様式第3号	交付決定指令書の写し又は補助金等の額の確定指令書の写し	1部

(補助対象期間)

第11条 補助対象期間は、平成29年度から平成32年度までとし、期間内に交付決定されたものを対象とする。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、補助金等の交付について必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この告示の改正前の要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、改正後の要綱の相当規定によってなされた手続その他の行為とみなす。

様式第1号（第6条・第8条関係）

（当初・変更）事業計画書

事業内容	<input type="checkbox"/> 耐震診断 <input type="checkbox"/> 補強計画 <input type="checkbox"/> 耐震診断（補強計画策定を含む）	
建築物の所在地	那珂川町	
建築物の所有者	住 所 氏 名 (申請者との関係： ) 電話番号	
建築年月日	年 月 日 （建築確認 年 月 日 第 号）	
住宅の用途、構造	地上 階	
住宅の規模、面積	地上 階 1階 m <sup>2</sup> 2階 m <sup>2</sup> 合計 m <sup>2</sup> （住居部分の面積 m <sup>2</sup> ）	
事業の経費所要額	円	
事業の実施予定期間	着 手	年 月 日
	完 了	年 月 日
そ の 他		

※変更の場合は、変更前を上段に（ ）書きし、変更後を下段に記載すること。



様式第3号（第9条関係）

事業報告書

事業内容	<input type="checkbox"/> 耐震診断 <input type="checkbox"/> 補強計画策定 <input type="checkbox"/> 耐震診断（補強計画策定を含む）	
建築物の所在地	那珂川町	
事業の決算額	円	
事業の実施予定期間	着 手	年      月      日
	完 了	年      月      日
そ の 他		

